

『セクシャル・ハラスメント・セミナー』 開催のご案内

会員の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当会の運営に対して深いご理解とご支援を賜り誠にありがとうございます。商工部では会員の皆様にMOTIVA TRAINING & CONSULTINGより講師を招きセミナーを開催させていただくことに致しました。

今回の議題でございますが様々な業種に関係する下記をご案内させていただきます。

『米国におけるセクシャル・ハラスメントの正しい理解』

■セミナー内容

- 1.セクハラと、性的な雇用差別の違い
- 2.セクシャルハラスメント(セクハラ)の定義
- 3.なぜセクハラを許してはいけないのか
- 4.対価型セクハラと、環境型セクハラ
- 5.する側の『意図』と、された側の『とらえ方』について
- 6.勤務時間外と、職務に関連した活動におけるセクハラ
- 7.第三者に対するセクハラ
- 8.非従業員によるセクハラ
- 9.職場恋愛がセクハラに変わる時
- 10.会社側の法的責任と、予防の為に会社が実施すべき事
- 11.苦情や相談を受けたらどうすれば良いか
- 12.調査期間と、報復に対する教育
- 13.セクハラ行動が認められた場合の公正な対処

記

開催日時：09月27日(金)

受付：09：00 開始 09：30 ～ 終了 12:30

会場：ホテル日航グアム 2階 タンマリア

参加費：お一人25ドル(お茶代含む)

支払い方法：当日、会場にてお支払いください。

(チェックでのお支払いの宛名はJapan Club of Guam)

お申し込み：日本人会事務局(jclub@teleguam.net)

締め切り日：9月26日(木)

【講師のご紹介】

MOTIVA TRAINING & CONSULTING

氏名：伊藤 敏江

商工部 部長 渡邊 大輔

日本人会より日系人会への寄付ご報告

9月7日(土)イパオビーチパークで行われるランタンフェスティバルに際して、写真のとおり日本人会より寄付を行うこととし、8月5日佐藤会長より日系人協会会長モンテ・メサ氏に小切手を手交した。

総務部 部長 玉崎 徹



秋祭り開催決定!!

11月16日(土)開催!

在外選挙人名簿登録手続きはお済みですか!!

海外からの投票には、在外選挙人名簿登録が必要です。登録には、3か月程度かかる場合がありますので、ぜひ今手続きを!



「大切な未来を築く、その権利」

在外選挙登録資格

- ①18歳以上 ②日本国籍を保持して
- ③海外に3ヶ月以上お住まいの方(出国時登録申請を除く)

登録・投票は簡単です

必要書類を準備し申請書に記入、大使館、領事館窓口で登録申請 → 3か月後に大使館などから住所確認の連絡を受ける → 在外選挙人証の受取

用意する物



旅券
申請書



居住している事を
証明できる書類
(在留届を提出済の方は不要です。)



大使館



固定電話又は葉書



在外選挙人証

*申請書や選挙人証が海外・国内を往復するため受取までに3か月程度かかります *選挙人証受取は郵送又は窓口での受取が選べます

同居家族による代理申請もできます。

申請者の上記書類と署名入り在外選挙人名簿登録申請書と申出書[※]、代理の方の旅券を御用意ください。

[※]申請書と申出書は領事館窓口または総務省のホームページから入手できます。

在外投票は次の3つの方法から選択できます

直接派?



在外公館投票
直接日本大使館、領事館(領事事務所)に出向いて投票する方法。

郵便等投票

投票用紙等を事前に請求して、記載の上、登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法。

郵送派?



日本国内で投票

一時的に帰国した方や帰国後で輸入税を提出して3か月未満の方は、日本国内でも投票できます。

国内派?



- 外務省
- 1.平成22年5月に憲法改正国民投票法が施行されました。在外選挙人証をお持ちの方は国民投票にも投票できます。
 - 2.平成30年6月から出国時登録申請が始まりました。国外転出する際に市区町村の窓口で申請できます。

詳しくは、在ハガツニヤ日本国総領事館

TEL: 1-671-646-1290 Mail: infocgj@ag.mofa.go.jp または 外務省 在外選挙 検索 まで

● 日本国内旅行手配承ります!

www.yokosojapan-tour.com

Japan Rail Pass 好評発売中!

購入者に無料エコバックプレゼント中!

f HTMGUAM

その他日本国内の宿泊・団体旅行のお見積もり
お気軽にお問い合わせ下さい!

HTMグアム ☎ 646-7641

